

宣教師ニコライの手帳について

アレクサンドル・ソコロフ

※【かっこ】内は訳注

ロシア国立中央歴史古文書館【以下、ロシア国立歴史文書館とする】は、ロシアで最も大きく、また世界でも最大の歴史公文書館の一つである。ここには六五〇万を超える案件が収められており、一八―二〇世紀初頭（一〇月革命まで）のロシア史における、あらゆる主要な出来事を明らかにする。それらは、ロシア帝国の中央上級機関（国家評議会、大臣委員会、国会を含む）の文書、宗務院時代（一七二一―一九一八年）のロシア正教会の史料、様々な社会機関、私立銀行、保険会社、株式会社、文書群（Fond）、また政治家、科学・文化・教育における活動などの多くの文書群である。

ロシア史に関する文書以外に、ロシア国立歴史文書館には、ロシア帝国が外交・経済・文化面での関係を持っていた多数の外国の歴史に関する史料が少なからず収められている。これらの文書の中でも特筆すべき地位にあるのは、日本の歴史を反映する史料であり、ロシアと日本というこの二大隣邦の経済・文化的関係の歴史に関わるものも含まれている。

その中で、すぐれた宗教活動家にして日本正教会の創設者たる宣教師ニコライの日記に、研究者の特別な関心が向けられているのも当然のことである。日記の一部は判読され、日本においても、ロシアにおいても公刊されている。ニコライの日記の判読に関わる膨大な作業は、かつてK・I・ロガチョーフが成し遂げたものであり、現在もこの公刊作業は

継続されている。

宣教師ニコライの日記は、日本の歴史についてのみならず、ロシアと日本間の文化・宗教関係についても大変貴重な史料とみなすことができることは言うまでもない。

宣教師ニコライ関係資料は、ロシア国立歴史文書館の文書の中では、最高宗務院古文書館関連文書群として存在する。

最高宗務院古文書館は、公式には一七三六年一〇月二日に開かれ、この時に最初の宗務院古文書館員が任命された。しかし実質的には、古文書館は、一七二一年一月二五日の勅により組織された宗務院（聖職参議会）の創立の日から存在するのである。一七二〇年二月二八日に発行された「総則」を受けて、すべての参議会（宗務院も当初より正式に含まれている）はそれぞれの文書館を持たなければならなくなった。いずれにせよ、最高宗務院官房関連文書群（ロシア国立歴史文書館、第七九六文書群）には、宗務院文書が、まさにその創設の日ものから、さらにはより早い時期（一七〇七年）のものまで収められている。

一八六五年一月二六日には、宗務院古文書館の調査と分類のための委員会が承認された。その活動の成果は、一七〇七―一七三三、一七三四―一七三六、一七三八―一七四六、一七四八―一七四九、一七五一―一七五二、一七五四、一七五九、一七七〇年分の『宗務院古文書館に収められた古文書と案件の目録』（サンクトペテルブルグ、一八六八―一九一

四年)として刊行された。また独立した刊行物として、『一八〇八—一八三九年の宗教学校委員会の案件の目録』(サンクトペテルブルグ、一九一〇年)、三巻本『最高宗務院古文書館所蔵写本目録』(サンクトペテルブルグ、一九〇四—一九一〇年)、三巻本『ピョートル大帝時代のアレクサンドル・ネフスキー大修道院古文書館目録』(サンクトペテルブルグ、一九〇三—一九一六年)がある。

一八七三年からは、宗務院古文書館の管轄下に、宗務院の蔵書も移管されている。

一〇月革命の初期に、宗務院古文書館は国家の保護を奪われた(といふのも、宗務院は一九一七年八月七日以降、臨時政府の宗教省に属していたが、一〇月の政変の結果、この省は廃止されることになるからである)が、ロシア正教会を統括する上級機関の古文書館として存続していた。教会が国家から分離され、宗務院が廃止(一九一八年一月二〇日)された後、宗務院古文書館はソヴィエト国家の所有となり、人民委員会による、ロシアにおける公文書の集中と再編に関する一九一八年六月一日付け法令に従って、古文書館は統一国家公文書フォンド下に入った。そのとき以来、最高宗務院古文書館を構成していたあらゆる古文書は、(その前身も含め)ロシア国立歴史文書館の中に収められている。

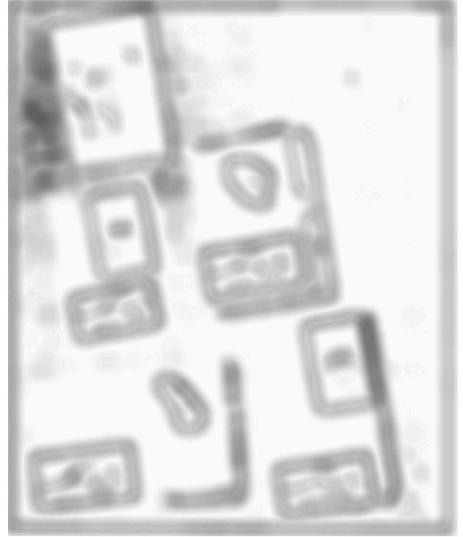
それでは、一体どのようにして、宗務院古文書館に、宣教師ニコライの日記とその他の資料が将来されたのだろうか?

ニコライ師は黒い僧、つまり修道僧に属していた。正教会の宗規によって、剃髪した者は、現世のすべての利益から離れており、所有物も相続人も持つことが出来なかった。この規範は、生前の所有物、集めた蔵書、書き残された遺産にまで広げられた。通例として、死後は各人の個人的な文書はそれぞれに相応しい宗教施設、すなわち、大修道院、修道院、高位聖職者たちの館、神学大学などに残されていた。多くの場合、

例えば、書籍や書き物をいずれかの宗教教育施設に渡したいという故人の意思は考慮されていた。

主教(ニコライ座下は主教位に昇叙されていた)の死後は、その蔵書と文書は目録が取られ、宗務院古文書館へ引き渡されるという慣習が守られていた。多くの場合、故人に属する蔵書や書き付けの所蔵についての生前の意向は尊重された、しかしその意向は、常にそれらが何らかの宗教施設(神学大学、修道院など)に収められることを想定していた。もしも、故人が【文書の処置は】慣行に従うよう望んだり、故人の意志が定められた様式で生前にしたためられていなかったりする場合には、ロシアの高位聖職者の遺した文書は宗務院古文書館に入る。修道院、教会、主教区庁から宗務院に移された写本、宗教的検閲を受けていない手稿、分離主義派やその他の分派から没収された写本と並んで、これらの文書(手稿)は宗務院古文書館の中で、独立したコレクションを形成し、第一〜第三部は一九一七年までに記されたもの(これらの目録は公刊されている、上記を参照)、第四、第五部は、ソ連時代になって目録化された。ロシア正教会の主教(府主教その他)文書内の一部もまた、彼らの死後、宗務院官房の特別な保存庫に移されている。宗務院官房文書群(第七九六文書群)の中で、それらは独立した目録(目録番号二〇五『機密案件』)となっている。

このようにしてみると、ニコライ師の手稿は、宗務院手稿コレクション(ロシア国立歴史文書館第八三四文書群)の中では特別な存在ではない。もしニコライ師が修道司祭の位にとどまっていたならば、彼の資料は、いずれにせよ、彼の死後はサンクトペテルブルグの府主教館に属することになっていただろう(というのも、日本宣教師団はサンクトペテルブルグおよびノヴゴロド府主教に帰属していたからである)。しかし、彼が主教の位にあった以上、その手稿に相応しいのは宗務院古文書館であり、



ニコライ手帳 3

実際そのような措置がとられた。ニコライ師が遺した所有物の目録化の過程を直接に明らかにする文書は、ロシア国立歴史文書館ではまだ発見されていない。ニコライ師の日記については、彼が生前に指図をした可能性もあるが、やはり、主教やその他のロシア正教会高位聖職者が死後遺した文書に見られる慣行に従って、宗務院古文書館に入ったのである。しかし、ロシア国立歴史文書館に収められたニコライ師の遺産は日記だけに留まらない。文書館にはニコライの五冊の手帳がある。これらは小さい判型のもの（たて九七―二〇ミリ、横六六―八四ミリで八一―四ミリの厚さ）で、基本的に硬い装幀が施され、鉛筆を挿しておくための特別な輪がついている手帳で、その内の一冊には腰に括り付けて運ぶための紐がある。このような現地（日本）産の手帳は、旅行時の移動中に短いメモを取るために、非常に便利であった。そして、後でもっと落ち着いて休息をとる時に、この短いメモを利用して、ニコライ師は日々の出来事についての詳細な記述を日記につけるのである。従って、多くの場合、手帳の文章と日記のそれとは、一字一句重複している。例えば

次のようにである。『P.M.の許にキリスト者はサツポロに五一、オトルに一七、spo...に一、アシルベツに六、イシコリに一、イワ...に六、ウタ...に四、イクス...に一、ホロナイに一、カバトに一、マスケに三、モロランに四、計九六人で、一三人は...がない』、『日本の聖ニコライの日記』（ロシア語版）第三巻、七八頁によれば、該当の箇所は「Oraru... Siosi..Asrubetsu...Ishukari...Ivanizava...Uasinaj...Kusime' tsu..Khoronaj... Kobato..Maske..Mororan...」とある。日記には一八九一年八月五／一七日【ロシア暦／西暦】の日付が打たれている。ここではP.M.の頭文字は、「バヴロ・ミツモトの許には」と読まれている【日記】第二巻、四三九頁によれば、松本安正を指す。概して、教区信徒の教や教区についての情報などの、記憶しておくのが難しいこと（例えば、鐘やアイコンの寸法など）に関する記述は、一字一句日記に再現されている。幾つかの事実は、日記へはそのまま移されておらず、注釈がついている（例えば、ナカシ【宮城県桃生郡中島か】と高崎における教会用地に関する情報）。この場合、日記に見える見聞の印象や事件の記述は、もはや記憶に基づいてなされている。いずれにせよ、手帳にはこうした情報の断片は欠けている。恐らく、日記の大部分はただ記憶に基づいて書かれているのだろう。なぜなら、ロシア国立歴史文書館にあるニコライ師の文書には、一八九一―九三、一九〇一―一九〇二年の手帳（第八三四文書群第四目録にはただ一冊の手帳がある。これは第一一六九案件で、正確に日付がつけられている。残りのものは日付を確認する必要がある）のみが収められているからである。しかし、手帳の一部分が、宗務院古文書館に入る前に、抹消されたとしても不思議ではない。

ニコライ師の手帳は、ロシア国立歴史文書館では次のような保存単位となっている。

○第八三四文書群【フォンド】第二目録【オーピシ】第一一六八案件【ジェーロ】Ⅱ白いキヤラコ地の装幀、九七×六六×八ミリ、天金、表紙には三三三という番号が記された貼り紙、中は番号の振られた五〇葉で、すべてに記述あり。

○第八三四文書群第四目録第一一六九案件Ⅱ赤いモロッコ革装幀、一〇四×七一×一三ミリ、鉛筆を止めておくための二つの輪がついている。表紙には三四番の貼り紙。中の用紙は縦に罫線が引かれている。手帳の最初は七葉破り取られており、その跡には記述の断片が残っている。第一四葉裏まで途切れなく書き尽くされている。その先の二六葉は書かれておらず、ただ第一五葉裏、つまり最後から二番目の葉に記述がある。

○第八三四文書群第四目録第一一七〇案件Ⅱ濃い茶色のモロッコ革装幀、鉛筆用の輪が三個、三五番という貼り紙、一〇三×七〇×一四ミリ。手帳の用紙は縦に罫線が引かれている。手帳の最後には、二〇八×一三四ミリという判型の別の手帳の用紙があり、横に罫線が引かれ、四つ折にされ、片面に記述がある。この折り込まれた葉も合わせて、手帳には番号が振られた六二葉がある。

○第八三四文書群第四目録第一一七一案件Ⅱレザー装幀で、表表紙の端には真鍮の枠がかぶせてあり、空押しがあり、鉛筆のための輪がある。

表紙には貼り紙があり、半分は破けていて、ただ三…と読むことができ。一二三×八四×一二ミリ。手帳の中は分厚い用紙で、数字の振られた三五葉がある。第二八葉と第二九葉の間には、八葉に数字が振られず、何も書かれていない。

○第八三四文書群第四目録第一一七二案件Ⅱレザー装幀で、表および裏表紙の端に真鍮の枠がかぶせてある。鉛筆のための輪と空押しがある。表紙には手帳を持ち運ぶための細い紐がついている。表紙には三八番とある貼り紙がある。一二〇×八〇×一四ミリ、裏表紙の内側には、漢字



ニコライ手帳 1

が印刷された二枚の日本の切手が貼られている。手帳の用紙は縦に罫線が引かれている。数字の振られた四四葉があるが、数字は間違って記入され、逆順である。数字のない、白紙の二四葉が第八葉と第九葉の間にある。

合計して二〇六葉があり、その多くには、紙の画面にぎっしりと字が埋められている。つまり小さい判型の四〇〇頁に相当している。

手帳には、日記の文章の内容と重複する記述のほかに、日記には無い情報も見られる。通常、それらは完全に実務上のものである。とある居住区までの行程の費用について、女子神学校と男子神学校への入学志願者の正確な情報、必要となるしかじかの買い物についてなどである。

手帳から得られる一連の情報は、日記の再版時の注釈をつける作業に役立つであろう。またニコライ座下の思索、聖堂において予定されるスピーチの草稿、伝教者たちに行うつもりであった説教の独立した断片や記録は、それぞれ興味深い。

それでは、このような記述の具体例を示してみよう。

「怒りを抑え、平穩を保ち、愛を育みなさい。これこそが、一九〇二年の公会に必要なことなのです。良い人々が逃げないよう、そして良い人々が現れるように、出来る限り内容を高めましょう。」

「この地でキリスト教が禁止されていたとき、キリスト者はより多かつたが、今は少なくなつた。しかし、もう一つ問題がある。どんな教徒がより良いのか？当時の、短慮に駆られ、禁断の果実を知ってしまった人々だろうか、或いは現在の自由な信徒だろうか？」

「この世の人、これは船上の旅人である。個人的には意思的であろうとなかろうと、全体としては無意思である。この世でも船上でも、生きる物がいたとしても、全く自由意志的ではない。しかし、人はそうではない。人は水中へ身を投げることに出来るのである……」

「一八九一年新曆八月一日。日本国の幸福のためにもキリスト教は必要である。これまでの弱い宗教的束縛はこれまでの欲念を抑えるためには十分であつた。だが、今や日本は民衆の面前に進み出た。そして欲念は一層大きくなつてゐる。ただキリスト教のみがそれを制圧することが出来る。これが無ければ日本は繁栄せず、自らの欲心により自滅する。フエニキアやカルタゴが減びたように。…すでに古くなつてゐる。その中では、富はすぐに手に入る。だがキリスト教がそれらを統制することがなければ、それらが日本を滅ぼす。古代のギリシアやローマの如くに。」

「女性にとつて、宗教とは作法で冷酷なもの。肉体の厚い層を、魂の聲は通り抜けない。Provi…神へ。満足、平和。霧はこんなに立ち込めていて、幸福の静かな光は外から照らせない。貧しい者たちには、肉体の綻びがある、それ故に、彼らの魂は明瞭で、彼らへ恵みは与えられ得る（札幌から小樽への途上で）」

「一八九三年六月三／一五日。ナブリ【宮城県桃生郡雄勝町名振浜】

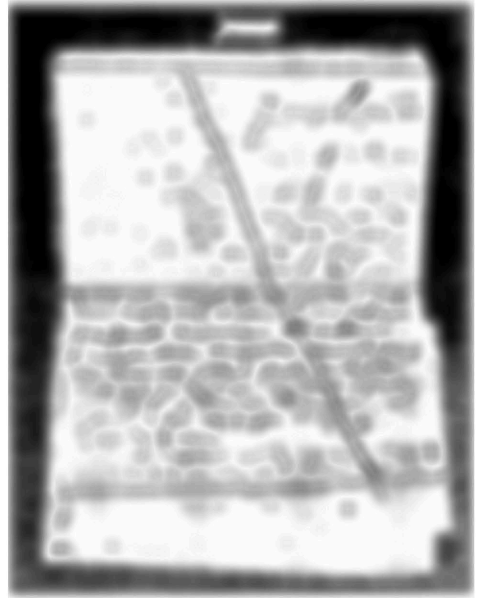
から船で海へ。岩がアムール河の航行を私に思い出させる。あの時約束された未来と、今、部分的に見えているものは何か。何がこの先にあるのか？どんなものとも分らない。神のご加護を。そして前に進め！神のご加護によりかろうじて生きていけるのだ。後ろを振り返れば、人生におけるあらゆる苦悩が自分自身の所為であるのは明らかだ。…グリゴリー、エフィミー【前者は、一八七一年の来日直後、ニコライとの衝突からロシアに帰国した司祭のことを、後者は、やはり一八七五年にロシアから来日した修道司祭で、ニコライと合わず七九年に帰国したエウフイミーを指す】に苦しんだ程、実際は苦しまなかつたのだから。若さの衝動を抑えてみる。何時が若いというのか！ただ年功だけが気質と感覚の激しさを冷ますことができる。神への信仰が衰えぬよう、私が神のことを祈ろう。神よ、向きを変え、修道士たちを認め給え。誰がこれをローマ教会についての神託だと言つたのか？確かに歴史だ。それがこのような解釈を与える。そして解釈を行使しなければならぬ。我々が道を進む時、泥の水溜りには足を踏み入れないし、それを迂回するか跨ぎこす。なぜ我々は、我々の悪口を言う者、意地悪、おろかな行為などとは関わらないのだろうか？」

「サクナニ【宮城県仙台市青葉区作並】からの道で。一八九三年六月二五日。人の意思は、水の大きな集まり。流れは新しい道を切り開く。君主制の下では淀み、停滞する。民主制下では、奇跡を起こす。だが、こぼれたり、砂に吸い込まれたりする。」

さらに多く見られるのは、実的な特徴を帯びた短い記録である。例えば、

「漢字による記述」この住所に送る…祈祷書、八調経、聖詠経、賛美歌の楽譜、福音書の解説、使徒行伝」

「旅費…鹿兒島から汽船で三等切符が二円、ホソシマ【宮崎県日向市



ニコライ手帳2

【細島】まで。ホソシマから五里が三〇銭…。次に、汽車で延岡まで五〇銭。延岡からミ【宮崎】まで二三里一、五円…」

「祭服の学校（シモンは非常に賞賛している）。経験の例。天国への道。シモンは言った。福音書の注釈を用いる、と。とても困難だ。しかし誰にとってもその理解は難しい。福音書は、宝座の上にあるべきもの…送る必要がある」

「公会では必ずや感情を揺り動かし、至る所でコオムクワイ【講演会か？】やその他の集会を開くように！散漫な教徒たち、本当に散乱した小麦粉…このために教会が設立された。キリストの聖体…」

この種の記述の幾つかには、数字の羅列や省略によって読むのが困難な単語があり、その意味はただ著者だけに分かるものであった。今日、それらは多くの労力によって初めて、完全に意味が通るように判読され得る。手帳は全て鉛筆によって記入され、日記よりもはるかに分かりにくい筆跡によるものであることを言うておかなければならない。記述の

場所によっては、消えており、全く読めない。どちらにしても、これらは非常に判読しにくいものである。日本語による記述は頻繁に見られ、時に漢字で、また時にはロシア【キリル】文字によるものである。二〇六葉（四〇〇頁に等しい）の手帳の完全な判読には、ロシアの古文書専門家と日本の研究者の共同作業をしても数ヶ月を要する。

宣教師ニコライの日記と手帳以外に、ロシア国立歴史文書館には、この主教の人生と活動に関する多くの文書資料が収められている。宗教学校委員会の文書群には、サンクトペテルブルグ神学大学上級部の学生、イワン・カサートキン【ニコライの俗名】を箱館の領事館付き教会主任司祭に任命すること、神学士位の授与、修道士として剃髪することに関する案件がある。同じ文書群の案件の中には、彼が神学大学時代に受けた教育の期間についての情報があるはずである。司祭マーホフの箱館からの離職と、同地への修道司祭ニコライの任命についての案件に関するより多くの往復文書が、最高宗務院の宗務総監官房文書群にある。ニコライ師が宗務院の宗務総監に宛てた報告書も同様である。海外公館付き教会や外国宣教団の他の主任司祭たちと同じく、ニコライ師も、とりわけ公式の報告の枠を越えた情報を、折に触れて宗務総監へと伝えなくてはならなかった。またそれらの情報は、宗務総監が様々な教会外交的問題を解決するために不可欠なものであった。

同文書群には、執行のために宗務院官房から宗務総監官房に移された、海外宣教団の主任司祭が宗務院に宛てたあれこれの請願についての文書がある。それらは、宣教団の任命と転任について、あるいは金銭的援助を始めとする日常的な事柄についてのもので、国外のロシア聖職者全員にとって直属の上司であるペテルブルク府主教の権限によっては解決され得ないことであった。この種の問題に関する報告およびそれぞれに対する裁定の原文書がロシア国立歴史文書館に収められている以上、これ

らの問題は、同様にロシア国立歴史文書館にある宗務院官房文書群そのものの中でこそ、より完全な形で明らかになると思われる。

他の宣教団からと同様に、日本宣教団からの経済、財務上の請願に対する宗務院の裁定は、執行のために全て宗務院の財務局にも送られていた。やはりロシア国立歴史文書館にある当該局の文書群では、この類のより詳細な情報を見出すことが出来る。例えば、東京における聖堂の建築に関わる収支決算の書類、宣教団の内実について、各年の宣教団に関わる収支額、一八八三年における陸軍大佐スマルコフの北アメリカと日本への教会視察のための出張についてなどである。これらの文書はみな、直接宗務院宛て、もしくはその管轄下の機関宛てになっているため、宗務院古文書館に属している。革命後は、宗務院古文書館は宗務院の建物とともに、全てが、のちにロシア国立歴史文書館と改称される中央文書館ベトログラード支部の管轄下に移った。

特に、宗務院官房の文書群(第七九六文書群第一七二目録第二六二七案件)には、ニコライ師による宣教団の活動報告が二通、すなわち一八九〇年に関する一八九一年三月二八日付けのもの(第一葉、第三葉裏)と一八九一年に関する一八九二年三月二四日付けのもの(第六葉、第一三葉裏)がある。ニコライ師のこのような報告は、海外宣教団の各主任司祭と同じく、毎年宗務院に提出しなくてはならないもので、同様の文書は第七九六文書群「宗務院官房」の年ごとの目録に見出すことができる。

独立した案件(第七九六文書群第二〇五目録第四九〇案件)としては、次の文書がある。ニコライ師から直属の上司であるペテルブルグおよびノヴゴロド府主教イシードル宛ての決算書と報告…一八六八年一〇月一七日、一八七九年八月三日、一八八二年一月二二日、一八八二年四月二五日、一八八四年三月三〇日、一八八四年五月二五日、一八八四年九月

四日、一八八五年二月一七日(一八八四年分の東京大聖堂建築のための収支決算書を付す)、一八八六年二月一六日(一八八五年分の同様の決算書を付す)、一八八六年五月二〇日、一八八六年七月二一日、一八八七年一月二八日(一八八六年分の建築の収支決算書を付す)、一八八八年六月二二日(一八八八年四月七日撮影の建築中の聖堂の写真を付す)、一八八九年一月二七日(一八八八年分の建築の収支決算書と一八八九年一月二日撮影の聖堂の写真を付す)、一八九〇年一月二六日、一八九〇年三月二一日(一八九〇年一月一五日の聖堂の写真を付す)、一八九〇年三月二四日、一八九〇年二月五日、一八九一年三月二四日(聖堂の写真、一八九〇年分の決算書、聖堂内の聖障を写した写真を付す)の各日付のもの。この案件中には、さらに一八七九年六月三〇日付けのニコライ師から宗務院への報告、一八八一年三月九日付けのエフレム・ニキフォロヴィチとその妻ニオニラ・アフアナスイエヴナへのニコライの書簡、一八八五年一月二八日付けの宣教団の篤志家へのアピールがある。これらの文書は、同文書群第二〇五「機密」目録第四九二、四九四案件にあるニコライからイシードル府主教への報告と同じように、宗務院古文書館に将来され、サンクトペテルブルグ府主教イシードルが死後に遺したその他の文書とともに保存されている。同様に、主教セルゲイ・テイホミロフが一九一〇年、一九一四年にかけて日本から府主教フラヴィアン・ゴロデツキーに宛てて送った書簡も、その集成は、同じようにして宗務院古文書館の「機密」目録中にある。

フォードル・ブイストロフ【ニコライの親友】とニコライ師との往復書簡は、ロシア国立歴史文書館では発見されていない。それはかつての宗務院古文書館が基になったロシア国立歴史文書館の諸文書群にも無く、またロシア国立歴史文書館に収められているその他の中央上級機関関連の文書中にも存在しえない。というのも、兩人とも、これらの機関の構

成員ではないからである。この往復書簡は、サンクトペテルブルグ国立歴史文書館にあるサンクトペテルブルグの主教管区監督局の文書群（第一九文書群）で探さなくてはならない。なぜなら、長司祭フョードル・ブイストロフはこの監督局の局長だったからである。しかし、日本伝道団団長との書簡はむしろ個人的なもので、サンクトペテルブルグ主教管区監督局の局長としての長司祭フョードル・ブイストロフの職務上の義務とは、関連がなかったと考えるべきであるから、恐らくは、監督局古文書館の保存庫には入らなかっただろうし、むしろ、彼の相続人の所に行ったのかも知れない。考えてみると、長司祭フョードル・ブイストロフは白い僧「教区在住聖職者」に属しており、従って、合法的に後継者を持つことができたのであった。

ロシア国立歴史文書館にある長司祭フョードル・ブイストロフに関する文書の中には、現在の所、サンクトペテルブルグ主教管区監督局の嘱託役員である、ミハイロフスキー館【中央工兵学校】の長司祭フョードル・ブイストロフの、同監督局第一課の欠員への転任についての一八八三年二月十六日付けの宗務院の裁可のみが見出される。フョードル・ブイストロフの表彰についての案件（第七九六文書群第一七一―一二五案件）は、残念ながら、二〇世紀二〇年代末―三〇年代初の「反故紙キャンペーン」の時期に、「歴史的価値の無いもの」として抹消されている。もしもこれらの問題が宗務院の検討する所となっていたならば、宗務院官房とその管轄下の機関のフォンドを今後調査することによって、長司祭フョードル・ブイストロフの表彰や職務の転任に関するその他の文書が発見されてもおかしくはない。我々はまだ、一八八〇―一九一三年の宗務院官房文書群のアルファベット索引しか見ていないが、その中にはフョードル・ブイストロフの名前は二回しか言及されていない。恐らく、ロシア国立歴史文書館の別のフォンドも含めて、より詳細に調査

することにより、彼に関する別の情報を見つけることができるだろう。ブイストロフに関する問題は、主教管区監督局（彼はここに直属し、サンクトペテルブルグ府主教管轄区域に属する聖職者についての個人的な問題の多くを、宗務院の承認無しに自主的に決定していた）を除いては、最高宗務院を含めた中央上級機関では扱われていない。従って、サンクトペテルブルグ国立歴史文書館のサンクトペテルブルグ主教管区監督局文書群において、彼の表彰や転任に関する職務上の書類や案件を探索することもまた妥当である。

これらの文書や、今後発見されるだろうニコライ師の生涯と活動および日本宣教団に関するその他の資料は、必ず日本正教会を研究する歴史家の関心を呼び、また公刊に値するものであると言える。

この公刊が現実のものとなるためには、文書の発見、判読、考古学的研究、注釈に関して高い質を持った専門家の総力と、そしてまた公刊のものへの出費が求められている。しかし、必要な支援があれば、公刊事業は真に現実的なものであり、我ら二国の歴史研究における目覚ましい貢献となるはずである。

（翻訳 野田 仁）